

(様式2)

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第

4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 7 年 12 月 11 日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

講堂トップライト雨漏り修繕委託

2 履行（納品）場所

南区南太田二丁目 30 番 1 号 横浜市立横浜商業高等学校

3 契約日

令和 7 年 9 月 9 日

4 履行日又は履行期間

令和 7 年 9 月 9 日から令和 7 年 10 月 31 日

5 契約金額

341,000 円

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市神奈川区反町 1-11-1

株式会社東海建物

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

横浜市立横浜商業高等学校において、令和 7 年 9 月 5 日の大雨時に大量の雨漏りが発生しました。本校の講堂は講演会や説明会などで頻繁に使用する予定が入っており、他校の使用も予定されていた。そのため修繕に時間がかかると講堂の使用に支障をきたすため、緊急で工事を依頼し、修繕を実施しました。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市一般競争入札有資格者名簿を確認し、速やかに対応が可能である業者を選定したところ、緊急に人工を揃える等の対応が可能だった業者が同業者しかなかったため。

9 所管

横浜市立横浜商業高等学校